

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成29年6月26日
【会社名】	株式会社ゴルフ・ドゥ
【英訳名】	G O L F ・ D O C O . , L T D .
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 伊東 龍也
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	埼玉県さいたま市中央区上落合二丁目3番1号
【縦覧に供する場所】	株式会社名古屋証券取引所（セントレックス） （愛知県名古屋市中区栄三丁目8番20号）

1【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役伊東龍也は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用の責任を有している。当社は「財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する基準」及び「同実施基準」に準拠して、財務報告に係る内部統制を整備及び運用している。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものである。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止または発見することが出来ない可能性がある。

2【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

当社は、事業年度末日である平成29年3月31日を基準日として、内部統制の評価を行った。財務報告に係る内部統制の評価に当たり、わが国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠した。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定している。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行った。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲については、当社及び連結子会社について財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を評価の対象とした。当該評価範囲を決定した手順、方法としては、財務報告に対する金銭的及び質的影響の重要性を考慮し、当社及び連結子会社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定した。重要な事業拠点を選定する際は、各事業拠点の連結会計年度の売上高（連結会社間取引消去後）の金額が大きい拠点から合算していき、連結売上高の概ね2/3に達している事業拠点を「重要な事業拠点」とした。当該重要な事業拠点における企業の事業目的に大きく関わる勘定科目は売上、売掛金、仕入及び棚卸資産である。さらに、選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点をも含めた範囲について、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい取引を行っている事業又は業務に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加している。

3【評価結果に関する事項】

上記の評価手続を実施した結果、平成29年3月31日現在の当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断する。

4【付記事項】

該当事項は有りません。

5【特記事項】

特記すべき事項はありません。